

# 綾部市農業施設雪害対策事業

12月17日以降の大雪で被災された農業施設等の復旧費用の一部を補助します。

## 事業概要

令和3年12月17日からの大雪により被災された農業施設等について、早期の再建及び経営の安定を図るため、施設等の復旧費用に対して補助を行います。

## 制度一覧

### 1 農産物生産回復支援事業

・生産回復のために行う追加施肥、追加防除等に対する補助

○事業主体：3戸以上の農業者で組織する団体

○対象作物：野菜、果樹、花き、豆類、茶

○補助率：5/10以内

※対象作物ごとに限度額が設定されています。

※農薬、肥料等の各資材の使用回数は、1ほ場あたり2回までが対象です。

※雪害による掛かり増し経費が対象です。

### 2 パイプハウス復旧支援事業

・パイプハウスの復旧（修繕、建替）・撤去  
に対する補助

○事業主体：販売農家

○対象作物：野菜、果樹、花き

○補助率

・農業共済等加入者：復旧 7/10以内  
(保険金との合計上限10/10以内)

撤去 5/10以内 (上限：290円/m<sup>2</sup>)

・農業共済等未加入者：復旧 5/10以内

撤去 5/10以内 (上限：290円/m<sup>2</sup>)

※取得、修繕を行うパイプハウスは園芸施設共済等への加入が条件となります。  
また、今後の雪害等に備えるため、補強（タイバー、クロスのいずれか）を行っていただく必要があります。

※水稲育苗用、資材用パイプハウスが対象の制度は、裏面4番に記載があります。

### **3 宇治茶等生産施設災害復旧事業**

- ・茶園被覆棚、果樹棚の復旧に対する補助
- 事業主体：農業者等が組織する団体等
- 補助率：4/10以内

### **4 農林水産業者生産設備再建支援事業**

- ・農業用機械の更新に対する補助
  - ・水稻育苗用パイプハウスの復旧、撤去に対する補助
  - ・農業資材用パイプハウスの復旧に対する補助
  - 事業主体：販売農家等
  - 補助率：農業共済等加入者4/10以内、農業共済等未加入者2/10以内  
水稻育苗用、農業資材用等パイプハウス撤去：5/10以内  
(上限：290円/㎡)
- ※被災した農業用の機械・資材、パイプハウスと同程度のものの更新・復旧に限ります。
- ※補助金は1事業主体につき100万円を上限とします。
- ※取得、修繕を行うパイプハウスは園芸施設共済等への加入が条件となります。  
また、今後の雪害等に備えるため、補強（タイバー、クロスのいずれか）を行っていただく必要があります。

## **申請方法**

綾部市農政課へ申請書および添付書類を提出してください。

申請書類は郵送させていただいたものか綾部市ホームページ  
(<http://www.city.ayabe.lg.jp/nosei/sangyo/noringyo/nogyo/2021setsugai.html>)に掲載  
のものをご使用ください。

## **問い合わせ先**

綾部市 農林商工部 農政課 農業振興担当 0773-42-4267

## **その他**

### **【全事業共通】**

- ・補助として取り組める事業は、大雪による被害として基本的に市に報告されたものに限りませう。
- ・販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万以上の農家を指します。
- ・補助金額は、共済金や民間の保険金、国庫補助金の額によって調整します。